

告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

測量計画機関である東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

比企郡ときがわ町大字大野、秩父郡東秩父村大字安戸地内

四 作業期間

平成二十七年九月九日から平成二十七年十二月二十五日まで